

保護者のみなさまへ

家庭保存（1 年間）改訂版

富田林市立第二中学校
校 長 山口 敬生

警報発令時・大地震発生時、市内全域又は校区全域（又は一部）に
避難指示が発令中の措置について

(1) 警報、避難指示の発令や解除に伴う対応

- ① 午前7時の時点で、富田林市に警報（注意報ではありません）又は、校区に避難指示が発令中
登校せずに自宅で待機してください。
解除になり次第、通学路の安全を確かめて登校してください。
- ② 午前9時の時点で、富田林市に警報（注意報ではありません）又は、校区に避難指示が発令中
学校は臨時休校となります。
- ③ 昼食について

2 学期 9 月からは、「午前 7 時時点で警報発令の状況が生じている場合、また午前 9 時までに警報が解除された場合も、給食の提供はありません。」ただし、提供されなかった給食費は徴収しません。 小学校給食と同様の基準を設定します。

そのため、午前中授業となります。（午後 1 2 時半をめぐりに下校となります。）

生徒が登校したあと、警報が発令された場合には、学校で待機させることもあります。

(2) 震度 5 弱以上の地震発生時の対応について

富田林市に震度 5 弱以上の地震が起きた場合（震度 4 以下ではありません。）

生徒の現在位置(居場所)	対 応	
自宅(もしくは保護者監督下)	自宅待機	・ 学校は臨時休校 ・ 必要に応じて避難所へ移動
登下校中	各自判断	・ 各自判断して行動する。学校へ移動するか、その場で待機、もしくは自宅へ戻る。 ・ 学校待機の生徒は保護者と連絡をとりながらその後の行動を決める。
学校授業中	学校待機	・ 学校待機をし、原則保護者と連絡をとりながらその後の対応を決める。

警報…8 種類(大雨、土砂災害、氾濫、高潮、暴風、暴風雪、大雪、波浪)のいずれも対象です。